

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月27日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	高知県
3. 市区町村名	四万十市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	57-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.shimanto.lg.jp/gyosei/nmb/index.html

執行機関名 四万十市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	四万十市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例(平成17年四万十市条例第118号)による医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		四万十市個人番号の利用に関する条例別表第1 第3の項 四万十市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例(平成17年四万十市条例第118号)による医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第一条	四万十市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例(平成17年四万十市条例第118号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の <u>生活の安定と自立の促進</u> に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて <u>児童の福祉の増進</u> を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、 <u>ひとり親家庭</u> に対してひとり親家庭医療費を助成することにより、 <u>ひとり親家庭の生活の安定と福祉の増進</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		四万十市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例(平成17年四万十市条例第118号) 四万十市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則(平成17年四万十市規則第60号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号	四万十市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例(平成17年四万十市条例第118号)第3条 四万十市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則(平成17年四万十市条例第60号)第4条
②事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	ひとり親家庭医療費受給者資格認定の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ホ	四万十市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例(平成17年四万十市条例第118号)第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該請求を行う者若しくは手当支給児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請者及び当該者と同一の世帯に属する者もしくは当該者の子が別居している場合はその子に係る住民票関係情報

備考	
----	--